

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	福祉年金給付に必要な経費			<b>担当部局庁</b>	年金局		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	昭和34年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	総務課		総務課長 八神 敦雄	
<b>会計区分</b>	年金特別会計国民年金勘定			<b>政策・施策名</b>	IX-1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条			<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>主要政策・施策</b>	高齢社会対策			<b>主要経費</b>	社会保障			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	高齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため高齢福祉年金の給付を行う。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	国庫負担金等を財源として、高齢福祉年金の給付を行う。							
<b>実施方法</b>	直接実施							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	1,258	748	445	270	171	
		前年度から繰越し	▲198	▲101	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	1,060	647	445	270	171	
	執行額	1,006	597	356	-	-		
	執行率(%)	95%	92%	80%	-	-		
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
	-	-	成果実績	-	-	-	-	
	-	-	目標値	-	-	-	-	
	-	-	達成度	%	-	-	-	
<b>定量的な成果目標の設定が困難な場合</b>	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	本経費は、昭和36年時点において既に高齢であった方の高齢福祉年金の給付費であり、定量的な目標が設定できない。			昭和36年時点において既に高齢であった方の高齢福祉年金を適切に給付する。 平成24年度 給付費 10億円 受給者 3千人 平成25年度 給付費 6億円 受給者 2千人 平成26年度 給付費 4億円 受給者 1千人				
<b>事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績</b>	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
	昭和36年時点において既に高齢であった方の高齢福祉年金を適切に給付する。	福祉年金受給者に対し、着実に給付する。	実績	億円	10	6	4	-
			目標値	億円	11	6	4	3
			達成度	%	95%	92%	80%	-
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	福祉年金受給者に対し、着実に給付する。		活動実績	千人	3	2	1	
			当初見込み	千人	3	2	1	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	本経費は、昭和36年時点において既に高齢であった方の高齢福祉年金の給付費であり、単位当たりコストの算出になじまない。		単位当たりコスト	-	-	-	-	
			計算式	-	-	-	-	
<b>平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)</b>	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	福祉年金給付費	270	171	福祉年金受給者数の減等による				
	計	270	171					

事業所管部局による点検・改善				
	項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、法律に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与することを目的とする必要不可欠な事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を安定的かつ継続的に行うために、国の責務において実施することが必要不可欠である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本事業の目的は、日本国憲法に規定された理念に基づくものであり、その目的を達成するために、法律に基づき、国の責務において実施すべき優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国民年金法に基づく福祉年金の給付であり、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	国民年金法に基づく受給者への福祉年金の給付であり、必要な経費に限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	代替指標の実績は目的に見合ったものになっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	-
点検・改善結果	点検結果	当該支出は、旧国民年金法に基づき、国民年金制度発足時において既に高齢であった者等に対して老齢に関する給付に充てるものであり、必要性、有効性等が認められる。		
	改善の方向性	引き続き、年金受給者への給付費の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえ、必要な予算額を確保するとともに適正な執行を行うなどの取組を進める。		
<b>外部有識者の所見</b>				
点検対象外				
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>				
現状通り	引き続き、必要な予算額の確保及び適正な執行に努めること。			
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>				
現状通り	-			

**備考**

1. 事業仕分け(第3弾)

- ①実施年月日…平成22年10月28日
- ②事業番号…A-9
- ③評価結果…<枠組みのあり方(主体・区分経理)>  
新たな制度設計の中であり方を検討
- ④対応状況…平成26年度において、福祉年金勘定は国民年金勘定に統合された。

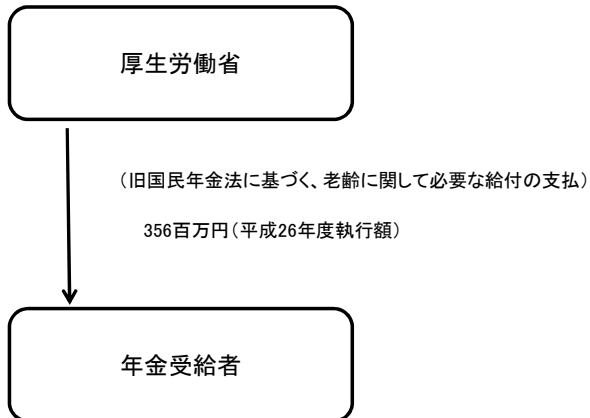
2. 提言型政策仕分け

- ①実施年月日…平成23年11月23日
- ②事業番号…B5-5
- ③評価結果…現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。
- ④対応状況…特例水準については、平成25年度から平成27年度において解消された。

**関連する過去のレビューシートの事業番号**

平成22年度	-	平成23年度	742	平成24年度	652	
平成25年度	799	平成26年度	801			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
福祉年金 給付費	旧国民年金法に基づく、老齢に関して必要な 給付の支払	356			
計		356	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

**支出先上位10者リスト**

A.	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	年金受給者	旧国民年金法に基づく、老齢に関して必要な給付の支払	356-	-	-